
国際テロリズム 分析ハンドブック

～アルカイダの過激思想を中心に、Q&Aで学ぶ～

国際テロリズム・アルカイダ研究会 編著



立花書房

発刊に寄せて

本書『国際テロリズム分析ハンドブック ～アルカイダの過激思想を中心に、Q&Aで学ぶ～』は、元公安調査庁東北公安調査局長で、日本大学危機管理学部教授でもあった安部川元伸氏による『国際テロリズムハンドブック』（現在絶版）の内容・系譜を一部引き継いだ書籍であり、この度、国際テロリズム・アルカイダ研究会の有志により、新しく企画された書籍である。

本書においては、第1章で、「テロリズム総論」として、テロリズムの定義から歴史、世界や日本における近時のテロ情勢等が簡潔に説明され、第2章で、「アルカイダの過激思想——オサマ・ビンラディンからアイマン・ザワヒリまで——」として、アルカイダの思想や理論、目標や戦略等が分かりやすく説明されている。第3章では、「アルカイダの主な声明」として、2007年12月29日のオサマ・ビンラディンの声明から、2014年2月2日のアルカイダ総司令部の声明まで、類書に例を見ない程の充実ぶりで掲載されている。章の頭から読み進めていくと、彼らの思想や考え方、その変遷等が次第に理解できてくるように感じるだろう。

テロ行為については、事の大小を問わず重大な犯罪行為であり、決して許されるものではない。ただ、そこに至るまでの彼らの各種の思考・行動の過程や、その思想や考え方等を学び、分析することは、テロ行為の発生を未然に防いだり最小限に抑えたりするためにも、必要なことであろう。

本書は、一時期、世界中を震撼させたテロ組織で、今なお影響力を保持し続けるアルカイダを中心に国際テロリズムを学べるものである。その内容は、国際テロリズムに係る用語につき網羅的な解説を加えた安部川氏の書籍とは、毛色の異なるものではあるものの、テロの本質を学ぶことができる良書である。なお、もとより本書の内容のうち、意見にわたる部分は、執筆を担当した有志の私見である。

読者の方々には、是非、本書で国際テロリズムの本質を学び、実務に活かしていただきたい。

令和6年12月

国際テロリズム・アルカイダ研究会
執筆者有志

目 次

発刊に寄せて

第1章 テロリズム総論

① テロリズムの定義	1
② テロリズムの歴史：テロリズムの四つの「波」	4
③ 最近のテロ情勢	7
④ ハマスの10.7テロ	27

第2章 アルカイダの過激思想——オサマ・ビンラディンから アイマン・ザワヒリまで

①	アルカイダの思想がなければ「9.11」はなかった	31
②	アルカイダの理論をめぐる評価	34
③	アルカイダの理論の概要	39
④	アルカイダの目標	75
⑤	アルカイダの戦略	96
⑥	攻撃対象・手法をめぐるアルカイダの主張の変遷	117
⑦	アルカイダはどこに行くのか	128

第3章 アルカイダの主な声明

① 「企みを防ぐ方法」	143
② 「我らの預言者を支持せぬ者は、その母らが遺族とならんことを」	148
③ 「パレスチナ解放のための方法」	151
④ 「アル・ナクサを記念してガザ包囲を打ち破れ」	153
⑤ 「ガザ攻撃を止めるためのジハードの呼び掛け」	159
⑥ アルジャジーラ番組「今日の出会」	166
⑦ 「ジハードの真実と偽善的嘘」	183
⑧ 「米国人へのメッセージ」	229
⑨ 「拳国一致という偶像」	234
⑩ 「オサマ・ビンラディン師からオバマへ」	246
⑪ 「地球を救う方法」	248
⑫ 「我がエジプトの人々に対する希望ある良きメッセージ」	254
⑬ 「イスラムのウンマへ」	263
⑭ 「高貴な騎士が逝く」	268
⑮ 「カイダトゥル・ジハード組織指導部における オサマ・ビンラディン師の後継に関する声明」	276
⑯ 「そして米国人の敗北は続く」	282
⑰ 「革命とイスラム揺籃の地にいる我が人民へ」	288
⑱ 「征服者たるウンマに上り来る勝利の太陽と、撃破された十字軍」	292
⑲ 「指導者と過ごした日々・第3回」	307
⑳ 「我がエジプトの人々に対する希望ある良きメッセージ・第11回」	326
㉑ 「タウヒードの言葉の周りに結束すること」	358
㉒ ザワヒリによる仲裁の書簡	394
㉓ 「イラク・レバントのイスラム国」なる組織と アルカイダの関係に関する声明」	399

第1章 テロリズム総論

① テロリズムの定義

テロリズムの定義について教えてください。

1 テロリズムとは

テロリズム（以下「テロ」とも言います）という言葉は、広く一般的に使われていますが、テロリズムとは何であるのか、その定義に関し、国際的に統一された見解は存在していません。国連の国際会議等でテロの定義付けを行う試みはありますが、各国の立場の隔たりは大きく、いまだ一致した定義は確立されていません。テロの定義付けが困難な理由の一つは、自らをテロリストやテロ組織と名のる者はほとんどおらず、また、自爆等を含む自らの行為についてもテロ行為であると自認する者はほとんどいないことがあるでしょう。自爆のような一般に「テロ」と言われる行為であっても、こうした行為を実行する側は、自らの行為を「抵抗」、「自衛」、「解放闘争」等と呼称する一方、被害を受けた側は、相手の非人道性や犯罪性を明確化するためにも、こうした行為をテロと呼ぶ傾向があると言えるでしょう。また、こうした行為が国家を標的としたものである場合、その国家と敵対する国家は、当該行為を容易にテロとは認めず、当該行為を称揚することすらあります。このような現状から、国際社会で客観的に受け入れられ、誰もが納得するようなテロの定義を定めることは困難であると言えます。

2 テロリズムの概念

国際的にテロについて合意された定義は存在しませんが、現実にはテロと呼ばれる行為が発生し、多数の市民が犠牲となっている以上、それぞれの国ではテロを犯罪化するなどの対策を講じる上でテロについて規定する必要から、テロ対策法や刑法等の個別法の中でテロの定義を策定している国が多く存在します。こうした国々におけるテロの定義や概念から、概ね次のようなことが指摘できます。

まず、ある行為がテロと呼ばれる場合、当該行為は、政治的な目標（例えば何らかの行為を行うこと又は行わないことを政府等に強要すること）の達成を目的としている必要があります。逆に、人を殺したいという願望を満たすこと、個人的な怨恨を晴らすこと、他人の財産を奪取すること等を専らの目的とする行為については、通常テロとはみなされません。

また、当該行為は、あらゆる人の殺傷、財産の破壊をもたらす暴力行為であり、かつ、こうした暴力行為によって恐怖を広めるという心理的な効果を伴っている必要があります。なお、テロの実行主体としては、一般的には非国家主体が想定されていると思われますが、これは、国家当局による犯罪はテロに含めない、という社会的な合意があるわけではありません。我が国政府も、北朝鮮による拉致は「テロにも等しい行為」であることを累次の国会答弁で認めています。

3 我が国におけるテロの定義

我が国では、長らく法律上のテロの定義はありませんでしたが^{*1*1-2}、平成25年（2013年）12月13日に公布された特定秘密保護法第12条第2項第1号では、「テロリズム」を「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動」と定義しています。

また、平成26年（2014年）12月9日付け「特定秘密の保護に関する法律」【逐条解説】p.93～94）によれば、「従来から政府は、質問主意書に対する答

第2章 アルカイダの過激思想——オサマ・ビンラディンからアイマン・ザワヒリまで

① アルカイダの思想がなければ「9.11」はなかった

アルカイダやその理論・思想について教えてください。

1 米国同時多発テロ事件について

アルカイダは、2001年9月11日、約3,000人が犠牲となった米国同時多発テロ事件（「9.11」）を実行したことにより、我が国で一気に注目される存在となりましたが、それ以前にも、1998年の在ケニア・タンザニア米国大使館同時爆破テロ事件、2000年の米駆逐艦「コール」自爆テロ事件等で多数の人々を殺害してきました。

「9.11」後の2001年10月、アフガニスタンで米軍等による軍事作戦が開始されると、アルカイダは、同国の拠点を追われますが、一部の幹部はアフガニスタンとの国境に近いパキスタンの部族地域等に潜伏し、引き続き米国等へのテロ攻撃を画策するとともに、インターネットを利用して活発なプロパガンダ活動を展開しました。また、2004年以降は、中東・北アフリカ地域において、組織名称に「アルカイダ」を冠し、オサマ・ビンラディンに忠誠を誓う「アルカイダ関連組織」が複数登場し、テロの脅威を拡散させていきました。

アルカイダの大きな特徴の一つは、米国に対するテロに強くこだわってき

た点です。これは、直接的には、アルカイダ創設者オサマ・ビンラディンが1990年代後半以降に唱えた「対米ジハード」思想に由来しています。米国本土を含む、世界各地で米国権益を攻撃すべきであるとする同人の思想は、一般的に「グローバル・ジハード思想」と呼称されるようになり、世界各地の過激派に大きな影響を与えていきました。

しかしながら、アルカイダやその関連組織等が、ビンラディン個人の思想を絶対視していたという事実はありません。ビンラディンらアルカイダ幹部が関連組織等に宛てた書簡からは、これら幹部たちが、その方針をこれら関連組織等に理解、納得させるため、多少なりとも苦勞していたことを随所で読み取ることができます。さらに、アルカイダ内部でも、ビンラディンと、組織ナンバー2とされたザワヒリとの間には路線の違いがありました。2011年にはビンラディンが米国の作戦で殺害され、ザワヒリが後継者となりますが、ザワヒリ体制下でアルカイダは弱体化の一途をたどり、関連組織も分裂していきます（なお、2023年時点で、アルカイダは再びアフガニスタンに主たる拠点を構えている模様ですが、2022年7月末にカブール潜伏中であったザワヒリが米国の作戦で殺害^{*1}された後、後継者は公に発表されていません。）。

このように、アルカイダの理論は、過激派に絶大な影響を与える魔法の杖として機能してきたわけではありません。しかし、元来は主義主張を異にする異なる過激派諸派が、なぜアルカイダ（特にビンラディン）には一目置くようになったのでしょうか。アルカイダが各地の過激派に資産や人員を提供できなくなった後も、なぜこれら過激派はアルカイダ「ブランド」を欲したのでしょうか。確かなのは、「9.11」がなければ、アルカイダがブランドとして価値を持つことはなかったということでしょう。それでは、「9.11」はどのような理論的根拠に基づき実行されたのでしょうか。「9.11」を可能にしたアルカイダの思想とはいかなるものなのでしょうか。

こうした問題意識から、以下では、ビンラディンをはじめとするアルカイ

*1 バイデン米大統領が2022年8月1日にザワヒリ殺害を発表しましたが、2024年1月時点で、アルカイダ側は否定も肯定もしていません。

第3章 アルカイダの主な声明

① 「企みを防ぐ方法」

2007年12月29日のオサマ・ビンラディンの声明について教えてください。

1 「企みを防ぐ方法」 声明とは

2007年12月29日、ウェブサイト上に、オサマ・ビンラディンのビデオ声明が掲載されました。「企みを防ぐ方法」と題した同声明（56分間）で、同人は、イラクの反アルカイダ系スンニ派武装勢力に対して「イラク・イスラム国」（ISI；旧イラクのアルカイダ。2013年「イラク・レバントのイスラム国」（ISIL）に、2014年「イスラム国」に改称）への結集を求めました。

イラク武装勢力間の対立をめぐっては、2007年10月23日に発出されたビンラディンの声明において、ISIに対し、対立するスンニ派武装組織への攻撃などの手法を抑制し、武装組織と和解するよう求めましたが、今次声明では、ISIへの結集がムスリムの宗教的義務であると強調し、米国等を利する存在として反アルカイダを標榜するスンニ派勢力やシーア派武装勢力などへの攻撃を容認しました。

10月声明については、「ビンラディンがイラクにおける路線の間違いを認めた」などと報じられましたが、アイマン・アル・ザワヒリは12月14日付け声明で10月声明の趣旨を曲解していると反論し、改めてISIへの結集を呼び掛けていました。

他方で今次声明では、アルカイダ系勢力の攻撃によるイラク市民の犠牲について「責任」を認め、同勢力に対し市民への被害を可能な限り回避するよう求めており、10月声明の背景にあった攻撃手法への懸念が依然残っていることがうかがわれます。

2 概要について

私（ビンラディン）の話は、イラクにおけるジハードの成果を横取りするため、米国が率いるシオニストと十字軍の同盟が企み、この地域の協力者（アラブ諸国政権）が支援する策略について、また、この策略をどう防ぐかについてのものである。米国がイラクに兵力を置き続けるために軍事的・政治的な力の全てを用いていることは明らかである。自分たちの軍事的な失敗を自覚して、米国はムスリムを欺く政治上やメディア上の取組を強化している。その邪悪な企みの一つは、部族をそそのかし、その忠誠を買って、覚醒評議会と名付けた不和の評議会を作ることである。自由で誇り高い部族の多くは、このような評議会を作って信仰を売り渡し、名誉を汚すことを拒否したが、心の弱い者たちがこれを受け入れた。その一人がアブドゥルサッタール・アブ・リーシャとその家族の一部であった。彼らは現世（の利益）のために信仰を売った。しかし、それを楽しむ間もなく、イスラムの獅子たちが直ちに罰として彼らを殺した。私は、誘惑の道を進む者たちに対し、不信仰を捨て去り、真の後悔に恥じ入るよう勧める。

偽善者の部族指導者を雇うのが（敵の企みの）一つの柱であるが、米国とその協力者たちは、さらに別の柱として、マリキ政権に替えて、湾岸諸国政権のように米国に忠実な新政府を樹立することを企んでいる。この政権は挙国一致政府とも呼ばれる。この名前は、戦争に疲れた人々には魅力的な名称であろうが、その本質を知らなければならない。それは、国家を全ての上に置くことであり、（旧）バアス党その他の組織が自分たちの原則の一部を放棄し、ムスリムが信仰の一部を放棄するということである。挙国一致政府では、ムスリムは人定法を受け入れ、人定法がシャリーア（イスラム法）とともに善悪の判断基準になる。これはまさに多神教（のやり方）であり、これ

★本書の無断複製（コピー）は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。また、代行業者等に依頼してスキャンやデジタルデータ化を行うことは、たとえ個人や家庭内の利用を目的とする場合であっても、著作権法違反となります。

国際テロリズム分析ハンドブック ～アルカイダの過激思想を中心に、Q&Aで学ぶ～

令和7年7月20日 第1刷発行

編著者 国際テロリズム・
アルカイダ研究会

発行者 橘 茂雄

発行所 立花書房

東京都千代田区神田小川町3-28-2

電話 03-3291-1561（代表）

FAX 03-3233-2871

<https://tachibanashobo.co.jp>